

被保険者資格・保険料関係

令和7年6月

	項目	内容	該当ページ
1	農業者年金について	(1) 農業者年金の概要 (2) 加入の要件 (3) 加入の種類	2 3 4
2	資格関係	(1) 通常加入 ① 通常加入の種類 ② B「通常加入（保険料下限額の引下げ）」の適用要件 ③ C「通常加入（国民年金の任意加入被保険者）」の適用要件 (2) 政策支援加入 ① 政策支援加入の概要 ② 保険料の国庫補助額対象者と補助額 ③ 20年要件 ④ カラ期間 ⑤ 国庫補助期間 ⑥ 加入要件不該当 (3) 資格喪失 ① 当然喪失 ② 任意脱退	5 6 8 9 10 12 13 14 15~16 17 17
3	保険料関係	(1) 保険料の納付対象となる月 (2) 保険料の納付方法	18 18

1. 農業者年金について

(1) 農業者年金の概要

- 積立方式・確定拠出型の年金で、少子高齢化時代に強い
- 保険料の全額が社会保険料控除の対象・・・生計を一にする家族の保険料も対象
確定申告の際は、支払証明書の添付や提示不要
- 加入、脱退が自由にできる。一度脱退したあとに再加入することも可能
- 脱退一時金はなく、将来終身年金として支給される。また、途中で引き出しできない
- 国民年金基金や確定拠出年金（イデコ）との重複加入はできない
重複加入があった場合、国民年金基金や確定拠出年金（イデコ）の加入資格を失う

1. 農業者年金について

(2) 加入の要件

農業者年金に加入する基本要件（3つ）

①年齢	20歳以上65歳未満 ただし、60歳以上65歳未満の加入は「国民年金の任意加入被保険者」に限る（P8）
②農業従事	年間60日以上農業に従事（実績） 農業経営主以外（経営主の家族・従事者等）の方も加入可
③国民年金	国民年金の第1号被保険者 ✕国民年金保険料免除者・猶予者（産前産後期間の免除は除く） ✕国民年金の第2号被保険者（厚生年金等の被用者年金） ✕国民年金の第3号被保険者（国年第2号被保険者の扶養に入っている方）

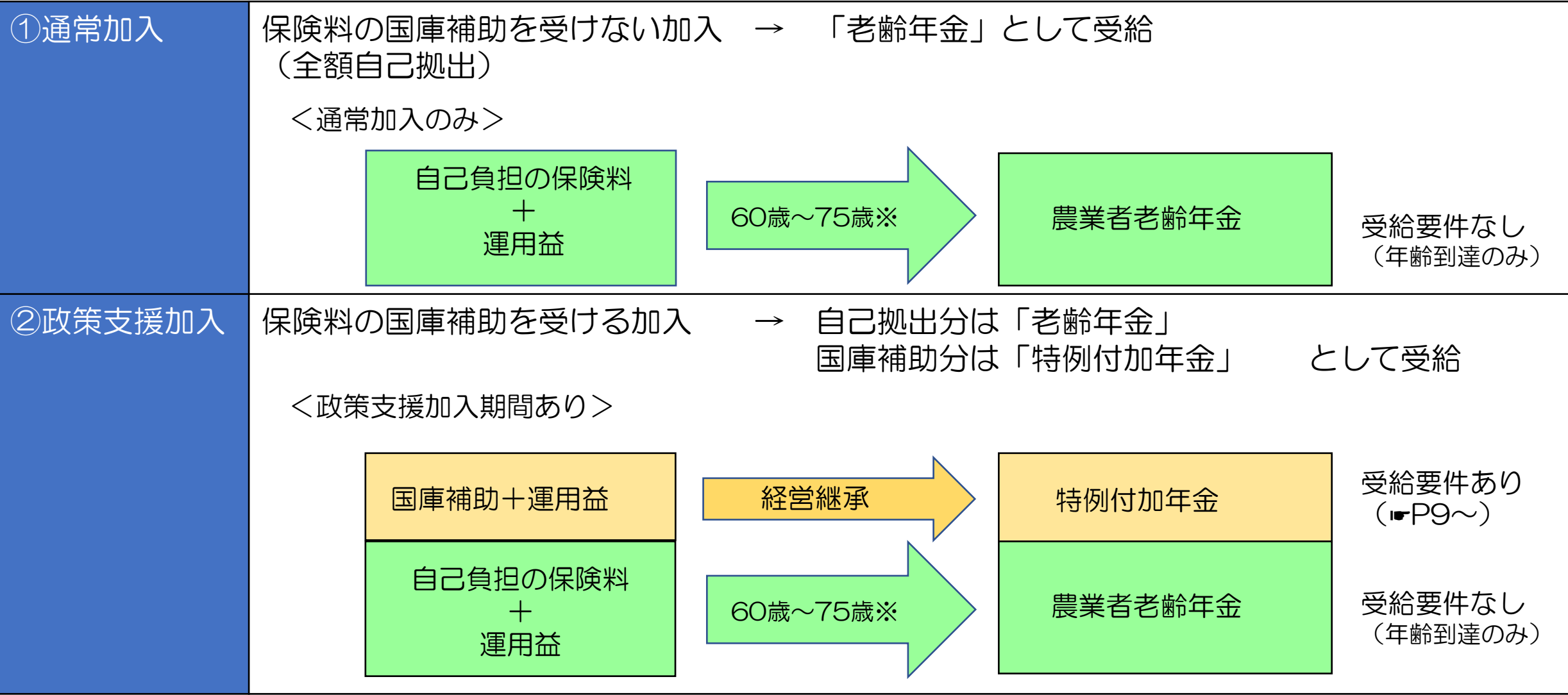
国民年金の付加年金への加入義務あり（保険料：月400円）

加入申込書の本人控えや被保険者証（加入処理決定後に基金から送付）等、「農年加入日を証明する書類」を持参の上、

加入者自身が市区町村役場の年金担当窓口にて手続きを行う

将来国民年金を受給する際に年額『200円×付加保険料納付月数』分が上乗せされる（2年で元が取れる）

1. 農業者年金について
(3) 加入の種類



※60歳～64歳の間での受給開始は「繰上げ請求」となる。

2. 資格関係

(1) 通常加入

① 通常加入の種類

	年齢要件	保険料額 (ご自身で選択)	その他要件
A 通常加入	20歳以上 60歳未満	2万円～6万7千円 (千円単位)	基本要件（■P3）を満たせば誰でも加入可
B 通常加入 (保険料下限額の引下げ)	20歳以上 35歳未満	1万円～1万9千円 (千円単位)	基本要件+ <u>一定の要件（■P6）を満たすこと</u>
C 通常加入 (国民年金の任意加入被保険者)	60歳以上 65歳未満	2万円～6万7千円 (千円単位)	基本要件+国民年金の任意加入被保険者であること

- 通常加入の保険料額は、加入後もいつでも見直すことができる
- 新規加入又は再加入の場合、JA又は農委のいずれか早い日にちが加入日となる。（どちらが先に受付しても可）
政策支援加入からの変更の場合、JAの受付日が変更日となる（必ず先にJAで受付すること）

提出書類

様式第1号「農業者年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書」（A～C共通）

添付書類

国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書等、国民年金の任意加入日を確認できる書類の写し（Cのみ）

2. 資格関係

(1) 通常加入

② B 「通常加入（保険料下限額の引下げ）」の適用要件

35歳未満で一定の要件を満たす者は引下げ保険料額を選択できる

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者【区分1】
- ② 認定就農者かつ青色申告者【区分2】
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画し、かつ常時従事している配偶者又は直系卑属【区分3】
- ④ 認定農業者又は青色申告者【区分4】
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の農業に常時従事している後継者として指定された直系卑属【区分5】

【加入申込時又は保険料額の変更申出時】

適用要件に当てはまるか否かについては、以下の方法で申込者自身が確認及び申出をする

- 1・加入時用の「チェックシート」により、本当に引下げ要件を満たしているか確認
- 2・要件を満たしていることを、加入申込書等の「加入時の状態」欄で自己申告
→要件を満たしていないことが後から判明した場合、遡って保険料額の訂正や差額追納等が発生

【加入後】

加入者用の「チェックシート」（年1回、基金から対象者に送付）で、引下げ要件に引き続き該当しているかのセルフチェックを行う（要件に該当しなくなった場合の手続きは■P20）

加入時等

このチェックシートは、様式第1号、第5号、第14号、第111号、第112号の届出時にご確認ください。(提出は不要です。)

提出不要

(記入日) 令和 年 月 日

(氏名) _____

35歳未満 通常保険料10,000円～19,000円を選択する場合のチェックシート

☐ 私は、記入日現在、35歳未満です。

私は、以下のチェック項目について確認し、届出を行います。

チェック項目	チェック
1 現在、個人の認定農業者ではなく、直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。 【政策支援区分1相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第1号)】	☐
2 現在、個人の認定就農者ではなく、直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。 【政策支援区分2相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第2号)】	☐
3-1 政策支援区分1又は区分2の配偶者又は直系卑属ではない。 ＜配偶者の場合＞ 3-2 経営主と家族経営協定書を締結せず、経営に参画せず、かつ常時従事していない。 ※区分1又は区分2の配偶者でその者と家族経営協定書を締結していない。 【政策支援区分3相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第3号)】 ＜直系卑属の場合＞ 3-3 経営主と家族経営協定書を締結せず、経営に参画せず、かつ常時従事していない。 ※区分1又は区分2の直系卑属でその者と家族経営協定書を締結していない。 【政策支援区分3相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第4号)】	☐
4 現在、個人の認定農業者ではない。 直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。 【政策支援区分4相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第2項第1号)】	☐
5 経営主から農業に常時従事している後継者として指定をされた直系卑属ではない。 ※経営主は、個人農業者(認定農業者又は認定就農者)、かつ青色申告者ではない。 【政策支援区分5相当ではないことの確認 (独立行政法人農業者年金基金法45条第2項第2号)】	☐

【ご注意いただきたい点】

- ① 上記の項目のすべてにチェックをすることができない場合は、35歳未満 月額10,000円～19,000円の保険料を選択できません。
- ② 加入又は額変更手続き後に、上記の項目の一つでもチェックをすることができない箇所が生じた場合は、お近くのJAで速やかに手続きをしてください。
- ③ 35歳以降は月額20,000～67,000円からの選択となりますので、35歳到達前にJAで必ず手続きをしてください。提出が遅れますと35歳からの月額未定のため保険料振替が行われません。
- ④ このチェックシートは、「被保険者証」、「被保険者のしおり」とともに、ご自身で保管をしてください。
※基金への提出は必要ありません。

ご不明な点がございましたら、お近くのJA、市区町村農業委員会又は農業者年金基金までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人農業者年金基金 業務部 適用・収納課 電話 03-3502-3944

加入後（年1回）

提出不要

通常保険料額を1万円から1万9千円までの間で選択されている方用のチェックシート
(必ずご確認ください)

チェック実施日 令和5年 月 日

以下に挙げる項目のいずれかに該当しているときは、資格又は保険料額の変更が必要となる可能性があります。速やかに最寄りの農業委員会又はJAへご相談ください。

〔みなさまご確認ください〕

☐ 現在、個人の認定農業者である。(単独、共同問わず。)

☐ 現在、個人の青色申告者である。

〔農業経営主の配偶者又は直系卑属の方のみご確認ください〕

A : 経営主が「認定農業者かつ青色申告者」又は「認定就農者かつ青色申告者」に

該当する場合

☐ 経営主と家族経営協定を締結して経営に参画し、常時従事している。

B : 経営主がAに該当しない方の場合

☐ 経営主から農業に常時従事している後継者として指定をされた直系卑属である。

常時従事＝年間150日以上、農業に従事していること



このチェックシートは、農業委員会、JA及び基金への提出は不要です。

2. 資格関係

(1) 通常加入

③ C 「通常加入（国民年金の任意加入被保険者）」の適用要件

国民年金の任意加入被保険者に限り、60歳以上65歳未満の方も農業者年金（通常加入のみ）への加入が可能となる



国民年金の任意加入被保険者とは

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方のこと

* ご自身の国民年金の納付状況（納付月数）は、ねんきん定期便や年金事務所等でご確認ください

* 任意加入にかかる加入要件や手続き方法の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください

- 60歳到達まで農業者年金に加入されていた方も、60歳時点で一度資格喪失となる
引き続き農業者年金に加入を希望する場合は、改めて再加入の申込が必要
 - 60歳以降の加入は、「通常加入（2万円～6万7千円）」のみ（政策支援加入不可）
 - 60歳以降の納付期間は特例付加年金の支給要件である保険料納付済期間（20年要件■P12）に算入できない
 - 65歳到達又は任意加入被保険者でなくなった時に、農業者年金の資格を喪失
- * 加入後、「チェックシート」（年1回、基金から対象者に送付）で、加入要件を引き続き満たしているかのセルフチェックを行う（要件に該当しなくなった場合の手続きは■P17）

2. 資格関係

(2) 政策支援加入

① 政策支援加入の概要

★若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る人を支援するために、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助（特例付加年金の給付原資）が設けられている

【保険料の国庫補助の要件】

次の3つの要件を満たす方は、月額2万円（固定）のうち4千円から1万円の国庫補助を受けることができる。

- ① 60歳までに20年以上の加入（保険料納付済期間＋カラ期間）が見込まれる
（＝新規加入時年齢40歳未満）
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者など、次ページの「保険料の国庫補助額対象者と補助額」の要件に該当する

提出書類

様式第2号 「農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書」

添付書類

区分1、2、4のうち、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を税務署に提出している者
・・・青色申告承認申請書のコピー（「提出年月日」が記載されたもの）
区分3・・・家族経営協定書のコピー、経営主との親族関係が確認できる戸籍謄本、住民票の写し等
区分5・・・後継者指定者との親族関係が確認できる戸籍謄本、住民票の写し等

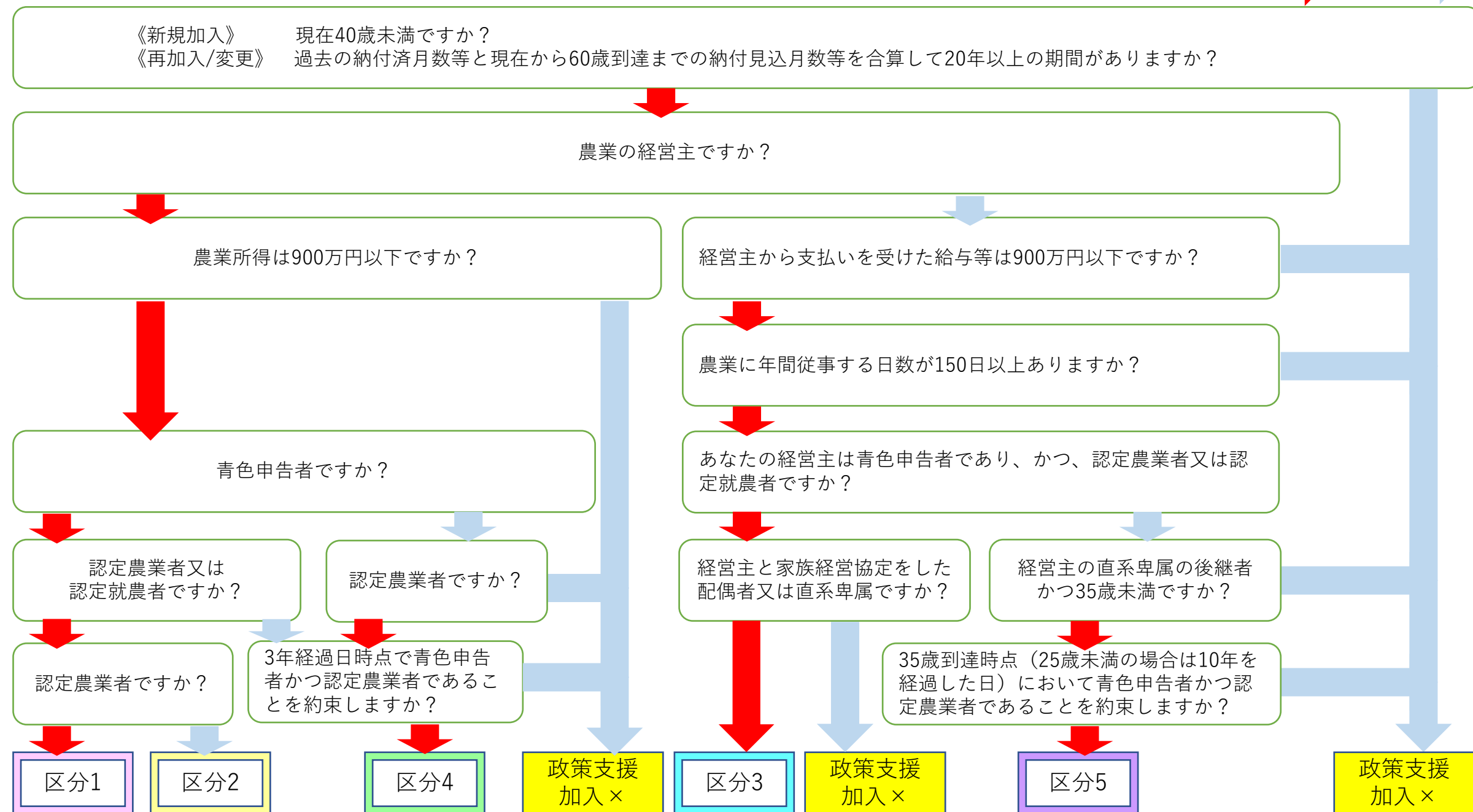
2. 資格関係

(2) 政策支援加入

② 保険料の国庫補助額対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額（区分別／年齢別）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	区分1または区分2の要件を満たしていない経営主の直系卑属であり、かつ、35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した、後継者として指定された直系卑属	6,000円（3割）	---

- ・区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上必要
- ・青色申告者とは、すでに青色申告をしている者だけでなく、税務署に青色申告承認申請書を提出している者も含む
- ・保険料の国庫補助を受ける期間の月額保険料の額は2万円で固定のため、変更不可
- ・35歳未満で加入した場合は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更される
- ・各区分の概念図についてはP11参照
- ・上記要件に該当しなくなったときは、様式第5号「政策支援加入要件不該当届出書」を提出し、ほかの政策支援加入区分又は通常加入への変更が必要



2. 資格関係

(2) 政策支援加入

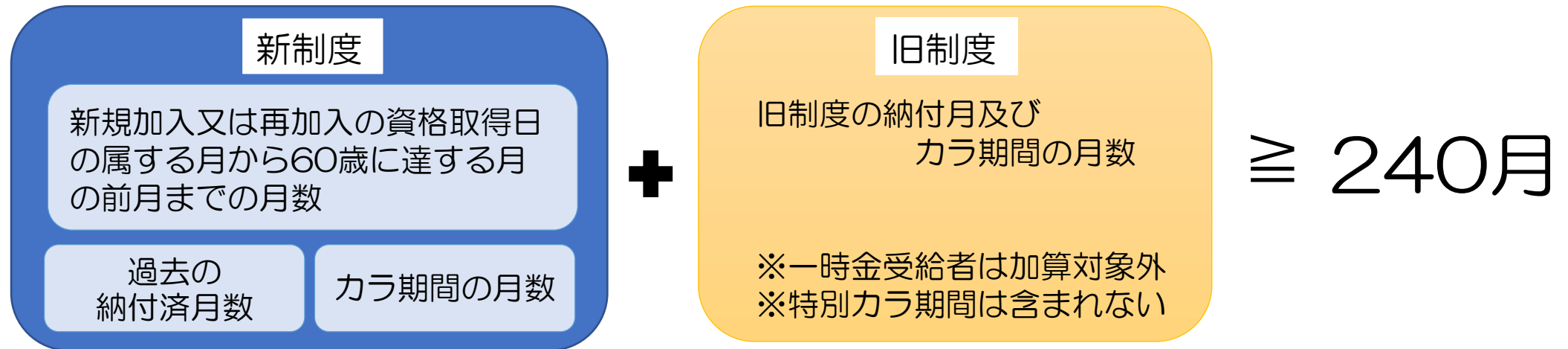
③ 20年要件



保険料納付済期間等要件（20年要件）とは

特例付加年金を受給するための期間要件 次の期間の合計が20年（240月）以上であること

- 新制度の保険料納付済期間
- 新制度のカラ期間（P13）
- 旧制度の保険料納付済期間
- 旧制度のカラ期間



政策支援加入者が、保険料の未納や任意脱退などにより、途中でこの要件を満たせなくなった場合、国庫補助はすべて取消となり、特例付加年金は受給できない

60歳以上で再加入した者の60歳以降の保険料納付済期間は、20年要件にカウントできない

2. 資格関係

(2) 政策支援加入

④ カラ期間



カラ期間とは

- ・ 被保険者年金に加入した等の理由により資格喪失した者で、一定の要件に該当する場合は、その期間を加入期間に参入できる。
- ・ カラ期間は、政策支援の加入要件（特例付加年金の支給要件）である20年以上の加入期間に参入するものであり、年金額の算定とはならない

カラ期間の種類			
①	短期被用者年金期間	被	出稼ぎ等で、過去1年間において、農年の被保険者期間が4ヶ月以上あること
②	農林漁業団体役員期間	被	JA、農業共済組合等の常勤役員となった者
③	農業法人構成員期間	被	農業法人に使用される常時従事者たる組合員、社員又は株主
④	特定被用者年金期間	被	他産業に従事して、農業に従事する者
⑤	国民年金保険料免除期間	免	国年保険料の全額免除又は一部免除で農業に従事する者
⑥	特例事業所期間	被	昭和60年の厚生年金法改正による適用事業所の範囲の拡大に伴う厚生年金の被保険者

被…被用者年金等
免…国民年金免除

2. 資格関係

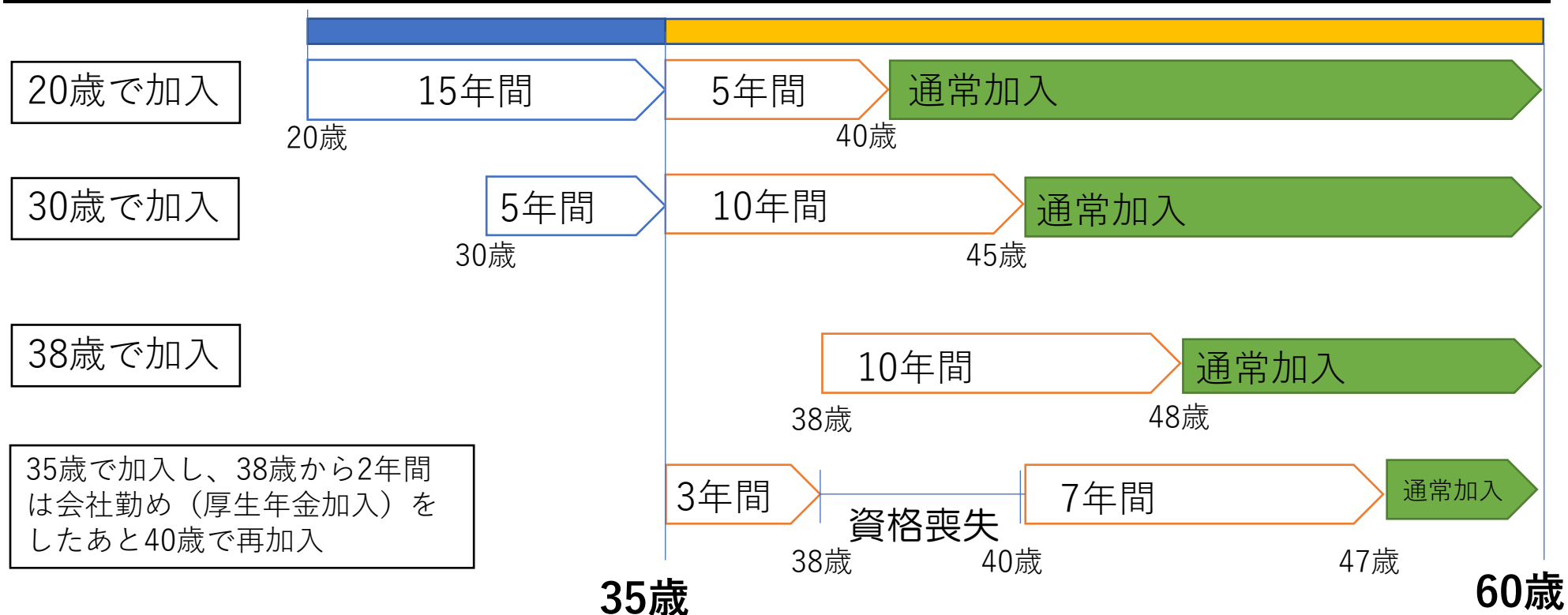
(2) 政策支援加入

⑤ 国庫補助期間

保険料の国庫補助が受けられる期間

- ア 35歳未満であれば、政策支援加入要件を満たしているすべての期間
イ 35歳以上であれば、10年以内

アとイの通算で最長20年間



国庫補助期間
満了後は通常
加入への変更
申出が必要
(様式第5号)
P15

2. 資格関係

(2) 政策支援加入

⑥ 加入要件不該当

政策支援の加入要件が欠けてしまった（不該当）場合、通常加入又は他の政策支援加入区分への変更が必要

主な不該当事由 ①	不該当日	事 例	対象区分	変更後
農業所得又は給与等が900万円を超えた	4月1日	R6分（R7.2～3に確定申告）が900万円を超えていた 《不該当日：R7.4.1》	すべて	通常
政策支援を受けられる期間が満了した	該当月の1日	R7.4分の保険料納付をもって、政策支援を受けられる期間（■P14）が満了した 《不該当日：R7.5.1》	区分1～4	通常
本人又は経営主が認定農業者でなくなった（同月内に再認定を受けていない）	認定期間満了日の翌日	R7.4.15に認定期間が満了し、当月末（R7.4.30）までに再認定を受けなかった 《不該当日：R7.4.16》	区分1 区分3 区分4	通常 ※
本人又は経営主が認定就農者でなくなった（認定農業者になっていない）	認定期間満了日の翌日	R7.4.15に認定期間が満了し、その翌日までに認定農業者の認定を受けなかった 《不該当日：R7.4.16》	区分2 区分3	通常 ※

※条件により、区分4に変更できる場合もある

2. 資格関係

(2) 政策支援加入

⑥ 加入要件不該当

主な不該当事由 ②	不該当日	事 例	対象区分	変更後
区分4を申出した日から3年経過した日時点で青色申告者＋認定農業者になれなかった	約束日から3年後の日	R4.4.15に認定農業者のみ保有して区分4に加入したが、R7.4.15時点でまだ青色申告者になっていない。 《不該当日：R7.4.15》	区分4	通常
自分が経営主になった (経営主変更／経営移譲)	事例にある状況に該当した日	☐ 前経営主が認定農業者でなくなった日 ☐ 前経営主が農地等や施設等の経営用資産を全て処分した日（経営継承） ☐ 前経営主が青色申告を廃業した日の翌日 ☐ 前経営主との家族経営協定を破棄した日 《不該当日：上記に該当した日》 （複数該当した場合は、一番早い日）	区分3	通常※
経営主から独立した	申出日 (JA受付日)	経営主と加入者で部門を分けてそれぞれ経営していくことにし、加入者自身で青色申告者かつ認定農業者（就農者）の要件を満たした 《不該当日：区分1又は区分2の要件を満たした日（青色申告承認申請書の税務署提出による資格変更の場合は、様式第5号のJA受付日）》	区分3	区分1 区分2

提出書類

様式第5号 「政策支援加入要件不該当届出書」

添付書類

▶P9参照

2. 資格関係

(3) 資格喪失

資格喪失には、**当然喪失**と**任意脱退**による資格喪失がある

① 当然喪失・・・農業者年金の加入要件を欠いた

- 死亡したとき
- 国民年金の第2号被保険者又は第3号被保険者に該当したとき
- 国民年金の保険料の全額又は一部の額の保険料納付が免除（猶予）されたとき
- 農業に従事する者でなくなったとき
- 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき（480月の納付が完了した等）
- 60歳又は65歳に達したとき **→基金への届出は不要**

② 任意脱退・・・ 農業者年金の加入要件は満たしているが、自分の意思で脱退する

- 任意脱退を申し出た日（JA受付日）の翌日が資格喪失日となる
- 脱退一時金はなく、将来年金として支給される

提出書類

様式第3号 「農業者年金被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書」

添付書類

なし

※資格喪失中の方に対しても、基金から通知を送付しているため、基金登録の住所と現在の住所が相違する場合は、様式第20号「農業者年金住所変更・訂正届出書」の提出も必要

3. 保険料関係

(1) 保険料の納付対象となる月

<取得> 農業者年金の被保険者資格を**取得した日の属する月（当月）分**から

<喪失> 農業者年金の被保険者資格を**喪失した日の属する月の前月分**まで

※取得と喪失が同月の場合、その月分の保険料は納付対象になる

(2) 保険料の納付方法

保険料の納付は、**毎月納付**と**前納納付**の2つの方法がある

変更内容	振替日	保険料額の変更	申出期限（JA受付年月日）
毎月納付	翌月23日 （金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）	随時変更可能	変更を希望する月の15日まで
前納納付	毎年12月23日 （金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）	随時変更不可	変更をしようとする年の 前年 の1月1日～11月15日まで

＊【納付方法の変更の申出期限】毎月納付→前納納付／前納納付→毎月納付
→変更をしようとする年の前年の1月1日～11月15日まで

提出書類

【毎月納付の金額変更】様式第111号「保険料変更申出書（随時変更分）」

【前納納付の金額変更】様式第112号「保険料額・納付方法変更申出書」

【納付方法の変更】様式第112号「保険料額・納付方法変更申出書」